

「杉本キャンパス工学部跡地調査検討業務委託」の企画提案の募集について

令和8年6月29日

公立大学法人大阪理事長

次のとおり公募型プロポーザルを執行します。

1 募集の趣旨

公立大学法人大阪では、戦略的に教育組織の集約を進めており、工学部については中百舌鳥キャンパスへ、一部の情報学関連分野については森之宮1.5期開発として整備する（仮称）森之宮キャンパス第2学舎へ、それぞれ集約を行う予定である。集約後に当面活用が見込まれない杉本キャンパスの工学部跡地について、敷地状況、杉本キャンパス周辺地域の特性や大学の上位計画、民間事業者ニーズを踏まえた土地活用の方向性を検討する調査検討業務を委託する業者を選定するため、企画提案の募集を行う。

2 内容

- (1) 業務名称 杉本キャンパス工学部跡地調査検討業務委託
- (2) 業務内容 詳細は別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 契約上限額（これを超える提案及び契約はできません。）

25,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本法人は契約金額以外の費用を負担しない。

4 参加資格要件

プロポーザル参加申請書を提出した日から受託候補者決定日までの間、次に掲げる要件全てを満たし、その資格を認められた者は、本プロポーザルに参加することができる。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によ

- りなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- カ 破産者で復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている者であること。
- (6) 公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (7) 公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当しないこと。
- (8) 令和8・9・10年度大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿の業務種別「建設コンサルタント(11:都市計画及び地方計画)」で登録して

いること。

- (9) 元請として、大学又は官公庁における1敷地10,000㎡以上の跡地利用に関する調査検討業務の業務実績を有し、かつ、平成28年4月1日から本プロポーザルの応募までの期間中に当該業務を完了していること。

5 参加申込書の提出

本プロポーザルへ参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- | | |
|------------------------------|----|
| ① 公募型プロポーザル参加申込書（第1-1号様式） | 2部 |
| ② 契約実績証明書（第1-2号様式） | 2部 |
| ③ ②に記載した全ての契約実績を証明できる契約書等の写し | 2部 |

(2) 受付期間

公告の日から令和8年7月13日（月）までの土・日・祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

提出書類は、参加申込提出期限までに受付場所に持参又は郵送にて提出しなければならない。郵送する場合は、必ず書留などの受領印・署名を伴った、対面配達される方法で送付すること。受付期限を過ぎた参加申込書は無効とする。

※参加申請書等の差し替えは認めない。（ただし、本法人が補正等を求める場合を除く。）なお、本法人が必要と認める場合は、説明・追加書類の提出を求められることがある。

※参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。一旦辞退した場合は、それを撤回し本募集に再度参加することはできない。

(3) 受付場所 18（1）に同じ

6 参加資格の審査及び通知

- (1) 5（1）に記載の提出書類により参加資格を審査し、その結果を令和8年7月23日（木）付で参加申込書に記載の担当者宛に書面により通知する。
- (2) 参加資格を認めなかった申込者には、その理由を付して通知する。

7 参加資格を認められなかった申込者に対する理由の説明

- (1) 参加資格を認められなかった申込者は、その理由について説明を求めることがで

きる。

- (2) (1)の説明を求める場合には、令和8年7月27日(月)午後5時までに書面を持参して提出しなければならない。
- (3) 提出先については、18(1)と同じ
- (4) 説明を求められたときは、令和8年7月31日(金)付で書面にて回答する。

8 募集要項についての質問

- (1) 受付期間 公告の日から令和8年7月3日(金)午後5時まで
- (2) 受付先 18(1)と同じ
- (3) 質問方法 公告に添付掲載している「募集要項に関する質問書」に記入のうえ、必ず電子メールでファイル添付により提出すること。なお、いかなる理由においても期限を過ぎた質問については受け付けない。
※提出先メールアドレス【 gr-keya-anken[at]omu.ac.jp 】
[at]を@に置き換えてください。
※メールタイトルには、「【〇〇】に関する質問」と明記すること。
（【〇〇】内には、案件名称を入力ください。）
※電子メールの送信後、電話にて確認を行うこと。
（土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。））
※データ形式は変更しないこと。
- (4) 回答日 令和8年7月8日(水)
- (5) 回答方法 ホームページの本案件の記事に掲載する。ただし、質問がない場合は、掲載しない。

9 仕様書等その他資料についての質問

- (1) 受付期間 公告の日から令和8年7月13日(月)午後5時まで
- (2) 受付先 18(1)と同じ
- (3) 質問方法 公告に添付掲載している「仕様書等に関する質問書」に記入のうえ、必ず電子メールでファイル添付により提出すること。なお、いかなる理由においても期限を過ぎた質問については受け付けない。
※提出先メールアドレス【 gr-keya-anken[at]omu.ac.jp 】

[at]を@に置き換えてください。

※メールタイトルには、「【〇〇】に関する質問」と明記すること。

（【〇〇】内には、案件名称を入力ください。）

※電子メールの送信後、電話にて確認を行うこと。

（土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。））

※データ形式は変更しないこと。

(4) 回答日 令和8年7月23日（木）

(5) 回答方法 ホームページの本案件の記事に掲載する。ただし、質問がない場合は、掲載しない。

10 企画提案書の提出

6（1）の通知により、参加資格を認められた者は、仕様書を熟読のうえ、以下の書類を作成し、企画提案書の提出を行うこと。

(1) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）・・・8部

企画提案書には、次の内容について項目ごとに記載すること。

- ・工学部跡地及び跡地周辺の道路、通路等の土地特性を的確に分析・整理するための調査手法について、後に活用検討をすることをふまえ、具体的に提案すること。
- ・大学や地域に親和性があると想定できる施設用途を挙げ、その理由及び跡地活用検討を進める際に考慮する事項について具体的に提案すること。
- ・民間事業者へのニーズ調査及び調査結果を踏まえた跡地活用案検討を円滑に進めるための手法について具体的に提案すること。
- ・本業務にあたり、確実に履行するための取組方針、取組体制、業務スケジュール、配慮する事項について提案すること。

※企画提案書の規格用紙サイズは、原則A4とし、上記4項目記載分を合計して最大8枚以内とすること。

※企画提案書の提出後、企画提案依頼内容等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

※提案にあたり必要に応じて次の資料を参考にすること。

- ・Vision2030について

大阪公立大学ホームページ

<https://www.omu.ac.jp/vision/>

- ・新大学基本構想について

公立大学法人大阪ホームページ>公開情報>統合に関する情報

<https://www.upc-osaka.ac.jp/information/integration/>

② 同種・類似業務に係る実績調書（第2号様式）・・・8部

(ア) 4(9)記載の業務実績について記載し、これを証する契約書等の写しを添付すること。添付がない場合は実績がないものとして取り扱う。

(イ) 協力事務所等と連携して本業務を実施する場合、協力事務所の業務実績を本調書に記載することを認める。(その場合「協力事務所名等」を明記すること。)

③ 業務従事者配置調書（第3号様式）・・・8部

(ア) 本業務委託に携わる管理技術者、業務内容毎に主任技術者及びその他の従事者を記載すること。(同一の主任技術者が複数の業務内容を担当しても構わない。また、管理技術者が主任技術者を兼ねても構わない。なお、その他の従事者を置かない場合は記載不要とする。)

(イ) 管理技術者は本業務を実質的に担当するものとし、業務完了まで特別な事情がない限り変更することはできない。

(ウ) 管理技術者として、以下の資格を有する者を配置すること。

技術士法施行規則に規定する技術部門のうち「建設部門」の選択科目における「都市及び地方計画」の技術士資格又は一級建築士の資格を有する者を配置すること。

(エ) 実施体制をまとめた「実施体制表」(任意様式)を添付すること。

④ 配置技術者に係る資格を証明する免許証等の写し・・・1部

⑤ 提案金額を記載した参考見積書(任意様式)・・・1部

積算根拠を示すなど積算の内訳が把握できる内容を記載すること。

※①②③の提出書類は2部を除いて、事業者名(協力事務所の会社名を含む)を黒塗りにすること。

※あわせて電子文書1部（①～⑤のデータを格納したもの）を提出すること。なお、保存ケースとCD-ROM本体には、業務名称及び申込事業者名を記載すること。

（2）受付期間

参加資格審査結果の通知日から令和8年8月3日（月）までの土・日・祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

提出書類は、提出期限までに受付場所に持参又は郵送にて提出しなければならない。郵送する場合は、必ず書留などの受領印・署名を伴った、対面配達される方法で送付すること。受付期限を過ぎた提出書類は無効とする。

（3）受付場所

18（1）に同じ

※企画提案書の提出後、企画提案依頼内容等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない

※企画提案書及び価格提案書の提出期限後の差替は認めない。（ただし、本法人が補正等を求める場合を除く。）また、本法人が必要と認める場合は、説明・追加書類の提出を求めることがある。

11 受託候補者の選定について

（1）本企画提案の審査については、本法人で構成する「杉本キャンパス工学部跡地調査検討業務委託受託者選定委員会（以下「委員会」という）」にて行う。なお、企画提案書提出者が1者のみの場合でも、委員会にて審査を行う。

（2）委員は、委員会で設定した審査基準に沿って企画提案書等の審査を行う。評価点の合計が最も高い提案をした者を受託候補者として、次に評価点の合計が高い提案をした者を次点者として、それぞれ委員会で選定する。以下の場合には、記載順に各評価点を比較し選定する。

- ① 評価点の合計が同一の者が複数いる場合は、審査項目「3 見積金額」の評価点が高い者（提案価格が低い者）から採用する。
- ② ①の場合において、「3 見積金額」の評価点（提案価格）が同一の者が複数いる場合は、審査項目「2 企画提案」の評価点の合計が高い者から採用する。
- ③ ②の場合において、「2 企画提案」の評価点の合計が同一の者が複数いる場合

は、「2 企画提案」の評価項目③の評価点が高い者から採用する。

④ ③の場合において、「2 企画提案」の評価項目③の評価点在同一の者が複数いる場合は、「2 企画提案」の評価項目②の評価点が高い者から採用する。

⑤ ④の場合において、「2 企画提案」の評価項目②の評価点在同一の者が複数いる場合は、「2 企画提案」の評価項目①の評価点が高い者から採用する。

⑥ ⑤の場合において、「2 企画提案」の評価項目①の評価点在同一の者が複数いる場合は、「2 企画提案」の評価項目④の評価点が高い者から採用する。

(3) 審査項目及び配点

別紙「杉本キャンパス工学部跡地調査検討業務委託 受託候補者選定審査項目」による。なお、審査項目の「2 企画提案」のうち、評価点（配点70点）の合計が35点を下回る場合は受託候補者として選定しない。

12 受託候補者選定結果の通知

(1) 通知日時 令和8年8月下旬予定

(2) 通知方法 選定結果は企画提案書提出者全員に対して、参加申込書に記載の担当者宛書面により通知する。

(3) 結果の公表

選定結果は選定後、速やかに企画提案書提出者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表する。

① 受託候補者の商号又は氏名及び評価点・提案金額

② 企画提案書提出者全員の商号又は氏名

③ 企画提案書提出者全員の評価点

* 選定結果に関する情報はホームページによって広く公開することから、落選した企画提案書提出者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、②と③との対応関係を明らかにしないこととし、②は申込順に、③は評価点の得点順にそれぞれ公表する。

* 企画提案書提出者が2者の場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報については①、②を公表し、③は公表しないこととする。

13 契約条項を示す場所

ホームページ「入札・調達情報」の公告ページに掲載

14 契約手続きについて

- (1) 受託候補者と本法人との間で、経費等について提案金額を上限とし、再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点者と交渉する。
- (2) 受託候補者から本見積書を徴取し、契約を締結する。なお、当該見積書の見積額は提案の際に提出した参考見積書の見積額（提案金額）を超えないものとする。
- (3) 契約交渉の相手方（協力事務所と連携する場合は、全構成員）が、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当したときは、契約を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、受託者（協力事務所と連携する場合は、全構成員）が当該契約の履行期間中に公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当したときは、この契約の解除を行う。
- (5) 下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合に、受託者が、本法人が求める当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、この契約を解除する。
- (6) 本契約は、電子契約による締結が可能であり、電子契約による締結は、クラウド型電子契約サービスを利用する。電子契約を希望する場合は、契約締結時に「意思確認書」の提出が必要であり、提出方法等については別途通知する。

15 契約保証金について

公立大学法人大阪契約事務取扱規程第24条第1項の規定に該当する場合は免除する。

16 注意事項

- (1) 以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。
 - ① 提出書類内容に虚偽の記載があると認められる場合
 - ② 受託候補者選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ③ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (2) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本法人の承諾を得た場合のほかは認めない。

17 その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。一旦辞退した場合は、それを撤回し本募集に再度参加することはできない。
- (2) 企画提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書の作成、その他手続きに係る一切の経費は、企画提案書提出者の負担とする。
- (4) 本法人に提出された企画提案書は、返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、選定をおこなう作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 企画提案書の提出後、不知又は不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

18 担当課

(1) 契約担当課

公立大学法人大阪 本部事務機構財務部 契約課

〒599-8531 堺市中区学園町1番1号

TEL : 072-254-9136 FAX : 072-247-6951

電子メールアドレス : gr-keya-anken[at]omu.ac.jp

※[at]を@に置き換えてください。

(2) 主管課

公立大学法人大阪 本部事務機構施設部 施設整備課

〒558-8585 大阪市住吉区杉本三丁目3番138号

TEL : 06-6605-2061

(様式一覧)

第1-1号様式 公募型プロポーザル参加申込書

第1-2号様式 契約実績証明書

第2号様式 同種・類似業務に係る実績調書

第3号様式 業務従事者配置調書

第4-1号様式 募集要項に関する質問書

第4-2号様式 仕様書等に関する質問書